

平成22年2月版「申請事務マニュアル」訂正のお願い

平素より大変お世話になっております。記載内容の変更についてご連絡いたします。

表【1】記載内容の間違いがございました。お詫びして訂正いたします。

表【2】EU諸国向け繊維製品輸出に係る原産地証明書を取り扱い変更に伴い、改訂いたします。

【1】	誤	正
P19⑤	「インボイス番号」がない場合には、インボイスにも原産地証明書にも「NIL」と記載して下さい。なお、この場合、原産地証明書へのインボイス日付のみの記載はできませんので、本欄を斜線抹消して下さい。	「インボイス番号」がない場合には、インボイスにも原産地証明書にも「NIL」と記載して下さい。なお、この場合、インボイス、原産地証明書ともにインボイス日付の記載は必要です。
P57	1. 日本法人証明とは 「日本に登録された法人である」ことを証明するものです。証明発給の前提として、当該商工会議所の会員であり貿易登録をしていることが必要です。	会員であり ⇒ 削除 (会員、非会員問わず) 「日本に登録された法人である」ことを証明するものです。証明発給の前提として、当該商工会議所の貿易登録をしていることが必要です。

【2】	旧 (平成22年2月)	新 (平成24年4月)
目次	●資料11 ヨーロッパ諸国向け繊維及び同製品の輸出に係わる原産地証明書に関する誓約書	削除
P16	3. 証明発給申請方法 (2) ④ ⑤ヨーロッパ諸国向け繊維製品、外国産商品などの場合、その他典拠書類をご提出いただくことがありますので、ご了承ください。	ヨーロッパ諸国向け繊維製品 ⇒ 削除 ⑥外国産商品などの場合、その他典拠書類をご提出いただくことがありますので、ご了承ください。
P23	⑩ヨーロッパ諸国向けで繊維製品が含まれる場合は、インボイス以外の典拠書類が必要です。(P25参照)	削除
P25	5. ヨーロッパ諸国向け繊維製品の輸出に係わる原産地証明書	当該項目記載を全削除
P26	7. 経済連携協定に基づく特定原産地証明書	発行国を追加 インド・ペルー
P37	資料11 ヨーロッパ諸国向け繊維及び同製品の輸出に係わる原産地証明書に関する誓約書	当該ページを全削除
P76	資料24 アフリカ州	南スーダン共和国を追加